

令和 8 年度 一時保護所業務事務員（会計年度任用職員）採用選考実施要項

1 職名及び募集人数

一時保護所業務事務員 1 名

2 勤務予定場所

立川児童相談所保護課

3 職務内容

一時保護所における福祉職の業務に関する間接業務

- (1) 行事・日課に関すること
- (2) 保護所の物品管理（学習教材、衣類、玩具、図書、リネン類等生活に必要な物品）に関すること
- (3) 児童の所持物の管理に関すること
- (4) 寝具類等リース物品の管理に関すること
- (5) その他一時保護所の管理運営に関すること

4 選考申込資格 ※（１）から（３）までの全てに該当する者

- (1) 社会的養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の促進に熱意のある者
- (2) 児童福祉に関する仕事に従事した経験がある者
- (3) 事務処理（Excel、Word 等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者
- (4) 電話等による問合せに適切に対応できる者
- (5) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者

5 任用期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで（予定）

※ 任用後原則 1 月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。

※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、通算して連続 4 回まで公募によらずに再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

6 勤務日数・勤務時間

(1) 勤務日数

月 16 日（土日祝あり）

(2) 勤務時間

1 日 7 時間 45 分

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。

7 報酬額

月額 208,100 円（改定される場合があります）

通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円／月）

※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

8 休暇等

(1) 有給

年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、
妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、
夏季休暇

(2) 無給

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、
健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、
育児休業、部分休業

※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります
が、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

9 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用

※ 一定の要件を満たす場合

10 選考方法

(1) 第一次選考

選考申込の際に提出する履歴書及び作文による書類審査

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対して行う人物及び職務遂行に必要な知識等についての個

別面接

11 第一次選考

(1) 提出書類

次の応募書類を電子メールで送付してください。

なお、応募書類は返却しませんのであらかじめ御了承ください。

ア 会計年度任用職員申込書（別紙）

※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。

イ 作文

課題「これまでの経験を応募業務にどのように活かすことができますか。」（児童にかかわる経験のほか、学校や仕事、育児など応募業務に活かしたい経験があれば記載してください。）

字数 800字程度

(2) 応募期間

令和8年7月29日（水曜日）午後5時まで

(3) 申込先

送付先メールアドレス：S1143401@section.metro.tokyo.jp

送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（一時保護所業務事務員）

※ 郵送又は持参による応募は受け付けていません。

※ 申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

12 第二次選考日及び選考会場

集合日時及び選考会場の詳細については、第一次選考合格者に対し別途通知します。

選考日：令和8年8月3日（月曜日）から同年8月7日（金曜日）までのいずれかの日に実施予定

選考会場：東京都立川児童相談所

（東京都立川市柴崎町2丁目21-19 東京都立川福祉保健庁舎3階）

13 選考結果の決定予定日及び通知

合否にかかわらず、応募者全員に郵送で通知します。

(1) 第一次選考結果

令和8年8月初旬（発送予定）

(2) 第二次選考結果

令和8年8月12日（発送予定）

14 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

15 問合せ先

東京都立川児童相談所相談援助課管理担当

電話 042-523-1321